

令和7年3月 日

〒509-****

下呂市森××番地

下呂 太郎 様

No. : 1

下呂市役所 市民サービス課

【重要】新年度4月以降の児童手当に係る 多子加算の申請について（案内）

児童手当の多子加算制度についてご案内します。

児童手当の支給対象の子（高校生年代まで）と、その兄弟等（19歳～22歳年代）の子を含めて3人以上の子を養育している受給者の方は、児童手当が加算される場合があります。

この加算を受けるためには申請が必要です。

【制度解説】をご確認の上、**下記フローチャートで「ア」に該当する方は、3月末までに、郵送または電子申請で「額改定請求書」および「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。**

現時点で4月以降の進路が決まっていない場合は「見込み」として申立てください。

3月末までに提出がない場合、4月以降の児童手当が減額する場合があります。ご注意ください。

【制度解説】

児童手当の令和6年10月改正により、第3子以降となる子に月額3万円を支給します（多子加算）
支給対象児童の兄弟等（19歳～22歳年代）は、親等の経済的負担のある子に限りカウント対象となり、「額改定請求書」および「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

なお、経済的負担とは、その子が進学か否か、同居か別居かにかかわらず、以下の①②の条件を満たす場合をいいます

① 監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護を行っていること

② 受給者（保護者）の収入により、児童の日常生活の全部または一部を営んでいること

例）同居は、日常生活の世話や生計費の負担があるものと考えられます。別居であっても定期的に連絡をとり（監護相当）金銭や生活物品などを援助していく場合、生計費の負担ありと考えられます。

【フローチャート】

3月末で18歳の子（高校3年生年代の子）について

ア

4月以降も、監護に相当する保護をし、
生計費を負担します

下記書類の提出必要（郵送orオンライン）

「額改定請求書」



**3月末
必着！**

「監護相当・生計費の
負担についての確認書」



その子を含めて、多子加算の算定となります（カウント対象）

イ

4月以降は、独立させ、
生計費を負担しません（援助なし）

提出不要

その子を除いて、多子加算の
算定となります（カウント除外）